

令和6年

岐阜県山火事予防運動の実施について

この運動は、全国山火事予防運動の一環として広く県民に山火事予防意識の啓発を図るとともに、予防対策を強化し、森林の保全と地域の安全に資することを目的として実施します。

【統一標語】

「忘れない 山の恵みと 火の始末」

【実施期間】

令和6年3月1日(金)～4月30日(火)まで



◆山火事を防止するための心構え

- 1 枯れ草など燃えやすいものがある場所では、たき火をしない。
- 2 強風時及び乾燥時には、たき火や火入れをしない。
- 3 たき火、火入れ中は、その場を離れず、終了後は完全に消火する。
- 4 たばこの投げ捨てをしない。(灰皿等を携帯すること)
- 5 火遊びをしない。

山火事・枯れ草火災に注意！

森林又は森林に隣接している周囲1kmの範囲にある原野、田畑等で雑草等を面的に焼却する行為(野焼き)は、「火入れ」とみなされ、それぞれ市町村の火入れ条例に基づき、市町村長の許可を得る必要があります。

たとえ、集めた枯れ草を焼いたつもりでも、雑草等を伝って面的に焼損する可能性があります。「火入れ」とみなされ規制の対象となります。

◇市町村長の許可の対象

- 1 造林のための地ごしらえ
- 2 開墾準備
- 3 害虫駆除・焼畑・牧草地の改良



- 屋外での野焼きは原則禁止されています。
- 害虫駆除ための野焼きは、市町村の担当課へご相談ください。
- 野焼きを行うときは、消防署に届出をしてください。

※煙等の苦情があった場合、焼却作業を中止していただくことがあります。